

	<p>際レベルでの調和に齟齬がある場合の調和メカニズムはどうあるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的な手法上の課題：リスク分析の枠組みだけでなく、リスクベネフィットの手法の展開も重要であろう。複数物質の同時暴露の安全性評価をどう考えるか。リスク評価に必要なリソースの欠如といった課題もある。 その他：高齢化(の国もある)、食習慣の変化、食品分野における新たな技術の開発、グローバルな食流通構造の変化、抗生物質耐性等の問題への対応等。
Recommendation 2 作業内容の範囲	<p>概要</p> <p>コーデックスは<u>健康・安全に直接関係ない分野における追加的な作業をするべきでない。</u></p> <p>-----</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> これは Recommendation 3 の事項と矛盾するのではないか (para19)。 インドスパイス部会 (CCSCH) の設立は議論を呼んだ。新規部会の設置は控え、時限的な特別部会で対応すべきとする Recommendation 16 にも反する (para21)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>2009 年以後の展開：コーデックスでは地域規格を含む新たな食品への取り組みを継続。2013 年には CCSCH が設立された。2009 年から 25 の食品規格が採択されたが、そこには 11 の地域規格が含まれていた (CCASIA によるものが 6 つ、CCNEA が 3 つ、CCLA が 2 つ)。地域調整部会による新規食品規格の提案が、国際的な生産物のためのものである際には、クリティカルレビューが有効に機能した。</p>
Recommendation 3 マンデートの優先事項	<p>概要</p> <p><u>基準策定における優先事項は以下の項目にすべき。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 消費者の健康・安全にかかる基準 2) 途上国の必要性に応じた個別食品規格 3) 先進国の必要性に応じた個別食品規格 4) 健康・安全に直接関係のない情報提供を目的とする表示 <p>-----</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者の健康・安全の確保が最優先とされるべき。新規作業はクリティカルレビューをもとに検討している (para22)。

	<p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論：コーデックス規格策定の優先事項は消費者の健康と食品安全の保護であることを再確認、他の項目については将来的にさらなる議論を要するとした。</p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 38 に相当)： CCGP に、現在のコーデックスの優先順位を反映するよう、作業の優先順位のクライテリアについて再度検討するように要請。</p> <p>2009 年以後の展開：2010 年に、CAC(33)は作業の優先順位設定のクライテリアの修正と（規格策定の提案への対応性と、国際的重要性に関する二つのクライテリアの追加）、個別食品に適用できる作業の優先順位のクライテリアの適用に関するガイドラインを採択。</p>
Recommendation 4 マンデートの内容・承認について	<p>概要</p> <p>コーデックスの包括的かつ明確なマンデートが FAO 総会及び WHO の総会で承認されるべき。マンデートは例えば以下のような簡潔なものがよい。</p> <p>"The formulation and revision of international standards for food, in collaboration with other appropriate international organizations, with priority to standards for the protection of consumer health while taking into full account the needs of developing countries."</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のところコーデックスのマンデートの変更はしておらず、FAO/WHO の総会にも提出はない。コーデックスの食品安全にかかる作業は WTO/SPS に関連すると明確に認識され、また TBT 協定にも関連することが暗黙的に認識されている (para26)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論：CAC(25)は、現行のマンデートは保持されるべきであるが将来的には議論されるかもしれない、ということに合意。CAC(26) (proposal 24 に相当) でも同じ結論となった。</p>

2.2 Management of the Codex Programme and links to FAO/WHO	
Recommendation 5 FAO/WHO への伝達報告メカニズムについて	<p>概要</p> <p>FAO/WHO は、コーデックスが発する正式勧告を FAO 及び WHO の意思決定機関に伝達する方法を決めるべきである（例えば FAO の委員会を通じて総会に提出するなど）。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス事務局と FAO/WHO との間には、互いの作業を向上させるのに十分な相互作用があるようと思われる。しかし、CAC は FAO 総会や WHO 総会に対して報告を行わなければならないという規定（コーデックス規程第 5 条）があるにもかかわらず、コーデックスの問題は FAO 総会や WHO 総会で常に議題とされるわけではない(para.28)。 ・コーデックス関連の問題のうち、定期的に WHO 執行理事会を通じて WHO 総会に報告されるのは、JECFA の成果のみ(para.29)。 ・FAO 総会は、コーデックスや関連する FAO の活動への支援を常に表明している(para.30)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>2009 年の実施状況報告：2003 年から FAO/WHO でコーデックスについて議論されたのは以下のと報告→第 56 回 WHO 総会（2003）- コーデックス評価報告（WHA56.23 決議が採択された）。第 33 回 FAO 総会（2005） コーデックス委員会のステータスに関する修正（修正は承認）。第 59 回 WHO 総会（2006） コーデックス委員会のステータスに関する修正（WHA59.16 決議が採択）。</p> <p>2009 年以後の展開：FAO の COAG（農業委員会）と理事会（2014）で、コーデックスへの科学的アドバイスに対する十分かつ持続的なサポートと、コーデックスへの発展途上国参加の強化の重要性について報告があった。</p>
Recommendation 7 コーデックスの独立性のあり方について	<p>概要</p> <p>コーデックスは FAO 及び WHO の下部組織であり続けるべきだが、コーデックスの作業プログラムに関する優先順位設定や管理は更なる独立性、権限と責任を付与されるべきである。</p>

	<p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックスは FAO 憲章第VI条で定める、機関として一定の自律性を有しているが、第XIV条にいう機関（例：IPPC）ほどの独立性は有していない（para.32）。 ・FAO/WHO からの財政支援を正当化するためには、コーデックスの作業に関して、より厳密な作業計画及び予算プロセスが必要（コーデックスの予算を FAO/WHO の予算に関するプロセスに位置づける）。FAO/WHO の上級職員は、最低でも年に一回は、コーデックスの管理の問題について事務局と議論しており、これらの会議は予算計画の合理化を促進するメカニズムになりうる（para.33）。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論：CAC(25)は、親組織の FAO/WHO が作業プログラムや予算の承認をすれば、提案と執行においてコーデックスがより強い独立性を持つべきとした。</p> <p>2009 年の実施状況報告：優先事項の設定は、コーデックスが常に担ってきた。この作業は、優先順位設定のためのクライテリアの策定で、公式化・透明化された。また、2002 年から、コーデックスの活動は、作業と予算に関して FAO プログラムから分離された。コーデックス事務局長は D-1 に格上げされ、コーデックスの執行について予算保持者（budget holder）としての責任を与えられた。</p> <p>2009 年以後の展開：2013 年からコーデックス事務局は、FAO 食品消費者保護部（food and consumer protection division）の解体に伴い、農業消費者保護局統括補佐官（assistant director general, agriculture and consumer protection department）に属し、コーデックス事務局長は、直接 FAO の ADG に対して報告を行う。</p>
<p>Recommendation 13</p> <p>コーデックス事務局のスタッフ構成について</p>	<p>概要</p> <p>事務局は、より執行的な機能を持つべきであり（Executive Secretary という職を作る）、また上級職員がさらに必要である。</p>

	<p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス事務局のスタッフでは、D-1 クラスが執行機能を担い (P-5 クラスの 2 名の補佐が必要)、その他 P-4 クラス 2 名、P-3 クラス (food standard officers) 2 名がその他のコーデックスの作業をするのに必要 (para.34)。 ・過去に、コーデックス事務局の空きポストへの職員採用 (内部昇進を含む) を行ったものの、欠員が長期にわたったことがある(para.36)。 ・事務局の専門的構造に関するレビューは、2,3 年後に検討しても良いかもしない(para.37)。 ・コーデックスのプログラムは、技術的・科学的助言及び管理面の監督 (食品安全、栄養、環境)、コーデックス信託基金の運営、コーデックス関連の能力開発、そして法務においても、FAO/WHO の人的資源に大きく依存している。しかし、FAO/WHO の人的資源は非常に限られている(para.38)。
	<p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論 : CAC25 は、コーデックス委員会の増大する任務と見合うように事務局を増員しそのスタッフを昇級させるという勧告を強く支持。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : 2002 年の評価後、コーデックスは初めに ESN で、そして 2006 年から AGN の中で独立を確保。D-1 クラスの secretary と、P-5 クラスの上級官 (senior officer) のポストがつくられ、他のポストも P-2 から P-3 へ引き上げられた。結果として、事務局は D-1 クラスが一人、P-5 クラスが二人、P-4 クラスが二人、P-3 クラスが二人となった。一般職員 (General service staff) に変更はなく、計 7 人だったが、上級レベルでは、一つの G-4 クラスが G-5 へ、三つの G-3 クラスが G-4 へ引き上げられた。1990 年代後半から、日本と韓国は、専門職スタッフ (professional staff) の出向を通じて、コーデックス事務局を支援。アメリカは 2005 年、専門官 (professional officer) を配置。</p> <p>2009 年以後の展開 : FAO 農業消費者保護局の ADG のユニットとなつた。</p>
Recommendation 15 事務局の予算について	<p>概要</p> <p>事務局における人的及び財政的資源を増やすべきである。</p>

	<p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックスの予算は、FAO/WHO の他のプログラムの予算が大幅に削減される中でも、「確保」されてきた(para.39)。 ・コーデックスの通常の活動は現在の予算でカバーできるが、追加的な資源を得るには、明確な必要性と詳細な活動計画によって正当化しなければならない。Recommendation#7 に対するコメントの通り、FAO/WHO から十分な財政支援を得るには、より透明な予算及び作業計画プロセスが必要である(para.40)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>2009 年の実施状況報告：勧告 13 参照</p> <p>2009 年以後の展開：2000-2001 年から、二年に一度の予算が約 75 パーセント上昇した（米ドル 5068000 から 8756000 へ）。WHO の占める割合が 2013 年に増やされたが、20% を超えることはなかった。</p>
補足：背景	<p>2.3 Strategic governance within Codex -“Executive Board”</p> <p>コーデックス評価書では、執行委員会が現在のように①戦略管理機能（全体としての戦略、予算、作業計画）と②基準策定の管理機能（基準の進行状況の監督）の二つを担うのではなく、Executive Board と Standards Management Committee を設置することで二つの機能を別の組織が行うべきと提案。これを受けてコーデックスで議論がなされたが、第 26 回総会では、結局こうした提案は受け入れず（特に規格策定の管理機能を別に持つ Standard management committee 設立への支持が得られなかった）、コーデックス委員会規程第 6 条に記述されている通りに維持することとなった（CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 の中の Proposal 9）。また、評価書では、執行委員会のメンバーについて、仮に Executive Board が設置されるなら、それは小さな組織とし、基準策定の管理についてはより広範なメンバーを含む組織とすべきと指摘した（CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 の Proposal 11）。しかし執行委員会は上記のように両方の機能を維持したうえで、地域調整国との追加等による執行委員会メンバーの拡大がなされた。執行委員会は評価報告書の勧告が出された後に①基準策定の進行についてレビューし勧告する「クリティカル・レビュー」の機能と、②オブザーバー申請のレビューを追加したが、これらの</p>

	<p>機能において執行委員会は十分な役割を果たしていないとコーデックス事務局は指摘している。</p>
Recommendation 9 及び 10 執行委員会の機能とメンバー構成について	<p>概要</p> <p>Recommendation 9：執行委員会(Executive Committee)を、規格策定に関する権限を含まない、より戦略的かつ管理的な責任を有する執行理事会 (Executive board) に改編すべきである。執行理事会の機能としては、戦略計画の立案、予算の策定、中間計画の作成、部会や特別部会の作業手順についての監督・勧告等である。</p> <p>Recommendation 10：執行理事会は小規模であるべきである。メンバーには、消費者、産業界、生産者を代表する各 2~3 名のオブザーバー及びコーデックス事務局と FAO/WHO も含まれるべきである。</p> <hr/> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 26 回総会では、①現在の執行委員会を引き続き戦略的かつ規格管理組織 (strategic and standard management) の機能を保持させることで合意し、Executive Board の設置案は実行されなかった。②地域調整国 (regional coordinator) をメンバーとして追加することで執行委員会の拡大をした。これに対しては、執行委員会の効率性が損なわれるのではないか、地域調整国と地域代表 (regional member) の役割についても明確にすべき、といった意見が多くの国から寄せられた (para42)。 執行委員会はあたかも制限された CAC のようだとの指摘もなされた (para43)。地域調整国と選出された regional member の役割に対する混乱を解消すべく、CCGP では、前者が地域の利益の代表をし、後者はコーデックス全体の利益を代弁すると明確化した。しかし実際はそれぞれの役割を巡る混乱は解消されていない (para43)。 また執行委員会に、参加者のアドバイザーとして 2 名連れていくことがさらに参加者の増大を招き混乱も助長した。ただし、オブザーバーを参加させることについては検討されなかった (para44)。 評価書後執行委員会に新たに追加された業務は、①クリティカルレビューと②オブザーバーの申請のレビュー (しかしこれは FAO/WHO の法務部によって確認されるべきこと)。なお、戦略計画の起草は小委員会 (sub-committee) で実施 (para45)。

- ・評価書後の執行委員会の業務の変更も構成の変更も良いインパクトを持ったといえない。現在の執行委員会は単に総会と同じような議論の繰り返しに過ぎない (para47)。
- ・執行委員会の役割は総会で議論される事項にアドバイスをすることだが、開催時期は年に1度総会の直前で、この開催のタイミングも機能を十分に發揮することを妨げているのではないか (para49,50)。
- ・とはいえ、執行委員会の小委員会 (sub-committee) や議長・副議長とコーデックス事務局のインフォーマルな会合は執行委員会や総会に対する議論への備えにおいて有用 (para51)。

【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】

Recommendation 9について

CAC (26) の議論 (proposal の 7,8,9,10 に相当) : CAC(26)は執行委員会が事務局とともに規格策定と戦略管理機能の両方の活動を行うべきとした。また、現在執行委員会が行っていない機能については削除するため、手続きのルールが修正されるべきとした。

2009 年の実施状況報告 : CAC(27)では、議長の任命のクライテリア、コーデックスの部会と特別部会の議長国のガイドライン、コーデックスの部会と特別部会の実施に関するガイドライン、コーデックスの部会と特別部会の議長のガイドラインを採択。執行委員会が他の部会と緊密に連携し、戦略枠組みと作業の優先順位策定のクライテリアに従って規格策定の進捗をモニターし、クリティカルレビュー機能行使することに合意。

CAC(28)は、執行委員会の拡大と執行委員会の機能とそれに伴う現行 rule X の修正に関わる、RuleV.2 の修正を採択した。

CAC(29)は次の文書を採択した。コーデックス規格の策定に関する手順の修正 (ステップ 8 に関するガイドを含む)、経済的影響に関するステートメントの考慮、コーデックス規格の改訂と修正の手続きガイドライン及びそれに伴う、コーデックスの部会と特別部会の実施に関するガイドラインの修正。

Recommendation10について

CAC (26) の議論 (proposal 11 に相当) :

- a) 執行委員会の拡大 : 執行委員会が地域調整国をメンバーとすることに合意 (ただし、いくつもの国が、その戦略的規格管理組織としての有効性に疑問を呈し、地域調整国と地域代表の役割の明確化が求められるかもしれない)と指摘

した)。proposal 12 の、オブザーバーの議論への参加に関する議論については先送りした。

b) 執行委員会の参加の制限：執行委員会の会議への参加をメンバーを代表する一名に制限するという提案は、コンセンサスが得られなかつた。

c) プログラム・予算・計画のための小委員会の設置：執行委員会はプログラム・予算・計画のため、小委員会を設置できるとした。

d) 執行委員会参加の資金提供：途上国の会議出席のための予算（FAO/WHO トラストファンドからではなく）についての規定を作るべきとした。

Proposal 12 にあるオブザーバーについて、メンバーの多数が執行委員会への参加を支持した。また、国際機関は、制限はあるが明確に定義された発言権を持つオブザーバーと認めた。オブザーバーの執行委員会への参加に原則として反対する少数のメンバーもいた。参加に関する明確な規定が FAO/WHO との協議のもとなされるべきとされた。

2009 年の実施状況報告：CAC(28)では、Proposal 11 に関して、CCGP が提出した、執行委員会の拡張と機能及び関連する現行の RuleX への修正、RuleV.2 の修正を採択した。Proposal 12 に関しては、執行委員会におけるオブザーバーの積極的な参加について検討をしないと CCGP が結論付けたたことを受けて、インターネットでの録音公開の可能性を検討することに合意。

CAC(30)は、試行的になされた総会と執行委員会のオーディオ録音のウェブサイトへ掲載を継続的に実施するべきとした。

2009 年以後の展開：総会の議長と副議長（Bureau）の会合、コーデックス事務局、FAO、WHO は 2009 年から定期的に開催された。

補足・参考

- ・参考：クリティカルレビューについては手続きマニュアルのセクション 2 Elaboration of Codex Texts の Part 2 Critical Review Monitoring Progress of Standards Development
- ・補足：参加メンバーの範囲について
メンバーの包括性や透明性（公開・非公開）と効率性の観点から過去の議論では論じられている（小さい組織にすると包括性や透明性を損ねる。一方で大きすぎると総会との違いがなくなるし、コンセンサス形成や迅速な対応が困難となる）。
- ・参考：参加メンバーの範囲に関する ALINORM 03/26/11Add.2 の議論では

以下が論じられた。

透明性の点について、執行委員会の会議では執行委員会メンバーではない総会メンバーや関係国際機関のオブザーバー参加が認められるべきであるが、予算等に関する議論する下部委員会の会議は非公開とする。オブザーバーの地位に関しては幅広い意見があり、また、生産者や消費者の団体に執行委員会へのオブザーバー参加を認めるべきとの勧告に対しては賛成から反対まで様々な意見であったし、その選出方法が課題である。さらに、この勧告に従えば、執行委員会メンバーでない総会加盟国よりも大きな権限をオブザーバー団体に与えることになってしまう。そこで事務局は、オブザーバーに事前の文書提出権を認める一方、議長の許可のない発言は認めないという制限を加えることを提案している(ALINORM 03/26/11Add.2para.27 para.28-29)。以上を踏まえ、第一に、加盟国の参加を予算等の議論については制限し、政策や規格に関する議論については拡大すること。第二に、オブザーバーの参加を性質に関して制約を加えつつ拡大することが論じられた(ALINORM 03/26/11Add.2para.27para.31)。

・参考：メンバー資格の経緯

評価書前は、地域調整国のオブザーバー参加（第4回総会(1966年)で決定）、各地域で選出されたメンバー国から代表1名とアドバイザー2名の参加（第18回総会(1989年)で決定）となっていた(CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 para.25)。

その後、コーデックス事務局の地域調整国をメンバー（*ex officio member*）に任命することで執行委員会を拡大したほうが良いとの提案がなされ、メンバーが拡大された(CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 para.26)（他方、各メンバー国のアドバイザー2名の出席は認めず、参加者数を減らすべきともしていたがこれはそのままとなつた）。なお、この時の提案では、コーデックス事務局は執行委員会の下には、プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会（the Sub-Committee on Programming, Budget and Planning）を設置したほうが良いとしていた（この委員会は執行委員会副議長3名と地域代表7名で構成される）(CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2para.27)。

<p>Recommendation 11 基準策定の進行状況等の管理について</p>	<p>概要 規格策定作業の管理機能は重要な機能であり、これは新たに設置する基準策定管理委員会（Standards Management Committee）によってなされるか、執行理事会によって強化・形成されるべきである。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格策定管理委員会（Standard management committee）は結局設置されなかった。代わりに執行委員会が新規作業や基準の進行状況を監視したが、執行委員会が作業の迅速化や停止を求める勧告はほとんどなされなかった（para52,53）。 2年おきの戦略計画という提案は、コーデックス手続きマニュアルに記載されたものの実行されてない。実行されれば、新たな問題の特定（1．2）にも役立つ可能性がある（para55）。 執行委員会の現在の構成、会議開催のタイミング、開催頻度、議論の内容では執行委員会の規格策定管理機能を十分に発揮できるとは言えない（para57）。
	<p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論：CAC(25)は事務局へ規格管理と規格策定手続きに関する各國のコメントの分析を要請。</p> <p>CAC (26) の議論：proposal 13 について、戦略計画の文書の準備を事務局が執行委員会と共同で作業することに合意（戦略計画の策定は、発展途上国に特別な配慮がなされるべきとされた）。Proposal 14 及び 15 については、提案通りプロジェクト文書、作業の優先順位定立のクライテリア改訂を含む、クリティカルレビュー手続きについて合意。Proposal 16 については、規格策定管理委員会設置への支持がなかったことを再確認し、執行委員会がクリティカルレビューを担うとした。Proposal 17 について CAC(26)は、執行委員会が規格案（draft standard）の進展状況（五年以内）をレビューし、総会に報告すべきとした。Proposal 25 及び 26 については、CCGP 対して、proposal 25 に記された手続きルールへの追加・修正を 2004 年の会議で早急に採択することを求めた。ALINORM03/26/11part2 にある残りの追加修正事項については 2005 年の総会での採択を求めた。</p> <p>2009 年の実施状況報告：Proposal 14 及び 15 について CAC(27)は、コーデックス規格と関連する文書の修正を採択した。Proposal 25 及び 26 について CAC(28)</p>

は、執行委員会の拡大と機能に関するルール V.2.と、CCGP から提出されたルール X のそれに伴う修正を採択した。

2009 年以後の展開：2011 年からクリティカルレビューに討議文書の情報が追加された。

・補足：クリティカルレビューの必要性や課題については CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 Proposal 15 及び 16 の中で提示。その後の執行委員会におけるクリティカル・レビューの機能不全については、多くの指摘がなされている (Recommendation10 の補足を参照)。

・参考：規格策定管理の責任に関する ALINORM 03/26/11:Add.3 における関連する事項

第 25 回総会での回覧状 CL2003/8-CAC への回答から、評価報告書が掲げた Standard Management Committee(規格策定管理委員会)設置に対する支持はほとんどなく、規格策定管理機能を執行委員会に委ねることが提案された (ALINORM 03/26/11:Add.3 para.18)。

なお、この時に、仮に規格策定管理委員会が設置された場合のメンバーについての提案もあった(para.20)。

- ・各地域から選ばれた 20 のメンバー（北米を除き各地域から 3 か国ずつ）
- ・持ち回りで任命される、規則IX.1.(b)の下で設置された部会/特別部会の議長 5 名

規則IX.1.(b)の下で設置される規格策定管理委員会は、毎年総会の開会前に 6 週間以上前に開かれ、総会に報告を行わなければならない。委員会は独自に議長を選出し、委員会のメンバーでない部会/特別部会の議長を召集する権限を有す。委員会には、国際的な政府間組織や非政府組織がオブザーバーとして参加できる。規格策定管理委員会の機能は、新規作業のクリティカル・レビューと規格策定の進捗状況の監視である(ALINORM 03/26/11:Add.3 para.21,22)。

・参考：二年置きの戦略計画について

PROCEDURES FOR THE ELABORATION OF CODEX STANDARDS AND RELATED TEXTS における Part 1. Strategic Planning Process の 2. The strategic plan shall cover a six-year period and shall be renewed every two years on a rolling basis. と記されている。CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 Proposal 13 においても第 27 回総会から取り組むよう指摘されていた。

	<p>ただし、2年ごとに6年分の計画を提示するには相当執行委員会の戦略的能力が高められる必要があり、機能・構造・開催タイミングと回数の見直しが必要かもしだれない。</p>
Recommendation 12 総会・執行委員会の開催タイミングについて	<p>概要</p> <p>コーデックス総会は毎年開催されることが望ましい。しかし、もし執行理事会や作業管理委員会が効率的に機能するのであれば、隔年で会合を開くことでコストを削減することも可能と思われる。</p> <p>補足：評価書が行われた当時は、総会の開催頻度は年に一度であった。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会を年に一度の開催とすることは以下の問題をもたらした：①コーデックス事務局の作業負担が増大、②作業の効率性が向上した部会もあるが、全体としての効果は不明、③時宜を得た対応や新規作業の迅速な開始に寄与、④コーデックスやコーデックスに関連する作業への意識の向上に寄与、⑤総会の議論の繰り返しとなる執行委員会の開催の必要性を減じた（para58）。 ・総会の開催頻度の向上は全体として良いインパクトをもたらしたが執行委員会の開催頻度の減少はあまり効果がみられない（para59）。 ・執行委員会が戦略的役割を果たすには、タイミング、開催頻度、構成を検討すべき（para60）。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (25) の議論：会議を毎年開催することは合意したが、発展途上国の参加促進に不可欠なトラストファンドの運営の関係に留意した。</p> <p>CAC (26) の議論：proposal 1 に関して、開催頻度は会議のタイミングと議題の性質を踏まえるとした。</p> <p>2009 年の実施状況報告：2004 年の CAC(27)から毎年総会が開催されている。議題の構成は同じでそれを変更することについての検討や実行はなされていない。執行委員会は、2003 年から年に二回開催され、規格策定の監視と新規作業のクリティカルレビューを行っている。また、法的にはステップ 5 で草案の採択ができるが、そうしたことは行っていない。</p> <p>2009 年以後の展開：その後執行委員会は 2010 年から 2 年に 3 回にされ、2013 年からは総会にあわせて 1 年に 1 回になった。</p>

	<p>補足 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考 : 会議のタイミングに関する PM の記載 <p>6. Sessions of the <u>Executive Committee may be convened as often as necessary</u> by the Directors-General of FAO and WHO, in consultation with the Chairperson. The Executive Committee shall <u>normally meet immediately prior to each session</u> of the Commission.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考 : 会議開催のタイミングに関する ALINORM 03/26/11Add.2 の議論 評価書は執行委員会/理事会は管理機能を果たすため半年ごとに開かれるべきとの勧告を出し、事務局も支持した。他方、その下部組織（プログラム策定、予算、計画の詳細を担う）は、必要に応じて、特に FAO や WHO の予算準備段階において開かれればよいとした (CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2para.27 para.30)。
Recommendation 18 規格策定に所要する時間について	<p>概要 全ての部会及び特別部会の業務に期限を設けること。どのような基準の策定も総会において<u>承認されない限りは 5 年以上の歳月をかけるべきではない</u>。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス事務局の調べによれば、コーデックスの作業一般にかかる時間は平均 4.2 年、食品安全に関連するものは 3.5 年であった。これまで 5 年の制限が用いられたことはない。今のところクリティカルレビューも規格策定作業の迅速化に寄与していない (para61,62)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】 Recommendation 11 を参照。</p> <p>補足 : クリティカルレビューの勧告を受けても、長く議論が続いた案件も多い (遺伝子組み換え表示の文書は 1993 年から開始して 2010 年までかかった。ミネラルウォーターの規格なども長かった。その他、ステップ 8 で留め置かれた案件も関連する。)。このため、クリティカル・レビューが迅速化に寄与しないという議論がなされる。</p>

<p>Recommendation 27 執行委員会における オブザーバーの参加について</p>	<p>概要 コーデックス手続きマニュアルに基づいてオブザーバーのあり方を再検討すべき。a) オブザーバーが国際的であることを担保できるよう、より厳格な基準を設けるべき(新たなクライテリアは現在すでにオブザーバーのステータスを持っているものについてもあてはまる)。b)オブザーバーも執行理事会と基準策定管理委員会が設置された際には参加できるようにすべき。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>オブザーバーの選出基準の厳格化がなされたが、その結果その分野の代表にふさわしいオブザーバーが選出されているのかは不明</u> (para63)。何年も実質的な活動していないオブザーバーもいるのでコーデックス事務局は見直しをすべき。 ・<u>執行委員会へのオブザーバーの参加は望ましくない</u>。必要に応じて特定の技術的問題においてオブザーバーの参加を認めるということは考えられる (para65)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 28 に相当) : FAO、WHO、法律顧問 (legal counsel) にオブザーバーのステータスの状況について次の総会で報告するよう要請。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は Rule VIII.5 のオブザーバーの修正と、国際 NGO のコーデックス委員会への参加に関する原則の修正を採択した。</p> <p>2009 年以後の展開 : コーデックスのオブザーバーのレビューがなされ、いくつものオブザーバーの参加が取り消された。なお、WHO は、公式な関係付与も含む NGO との関係に関するルールの見直しを開始した。これは、国際 NGO のコーデックス委員会への参加に関する原則のセクション 4.1 の実行にも関連する。</p>
<p>Recommendation 16 コーデックス部会構成のあり方について</p>	<p>概要 合理化という観点から、<u>コーデックス各部会の作業の見直し、部会間の業務の再編成、部会の再編成について検討をする</u>。また、a) 個別食品部会の作業は時限的な特別部会を利用するべき、b) 特別部会の作業で継続的な作業の必要性が認められない限り新たな部会の設立はなされるべきでない(水平的な分野</p>

	<p>においてすら)、c) 個別食品部会における健康安全にかかる問題は最小限にし、関連する一般問題部会と特別部会によって対応すべき。</p>
	<p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス部会のレビュー（2005 年実施）に関する全ての勧告（特に個別食品部会に関する勧告）が実施されたわけではない。個別食品に関するコーデックス作業に大きな再編はなかった(para.66)。 ・<u>2012 年、スパイス部会(CCSCH)が新設された(para.67)</u>。 ・休会となった部会も多数ある (CCNMW、CCCP、CCMMP) 問題が生じた際に再開している (CCMMP や CCS) para.69)。 ・食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)は CCFA と CCCF に分離された。CCMH は無期限休会となり、その任務の一部は CCFH に引き継がれた(para.72)。
	<p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 5 に相当) : CAC(26)は、全ての部会と特別部会は、討議文書で示された提案のもと、会議の回数削減等を念頭に、レビューすべきとした。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : CAC(27)は、部会と特別部会のレビューのため TOR を決め、CAC(28)に勧告が提出されるよう合意。CCFAC は CCFA と CCCF に分けられ、CCMH は無期限に休会(その業務のいくつかは CCFH へ)、CCNMW、CCCP、CCNMP 等が無期限に休会とされた。</p> <p>2009 年以後の展開 : CCSCH が 2013 年に設置された。個別食品部会のほとんどは、規格の品質 (quality provision) に関する作業にフォーカスし、安全 (safety provisions) に関するものは一般問題部会 (CCFH、CCPR、CCRVGF、CCFA) で検討がなされた。</p>

	<p>が、その後そうした作業が行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考 Codex Committee Structure and Working Procedures <p>(para15) ...Commodity committees will be of reducing importance and commodity (vertical) work should be handled through task forces of limited duration, rather than committees. Even in horizontal areas, no new committee should be established until the continuing need and possibilities for progress have been established in a task force. Task forces should also be used to facilitate work involving more than one committee....</p>
	<h3>2.5 Efficiency of Committee Work</h3>
Recommendation 21	<p>概要</p> <p>議事録は、議論よりも決定事項に焦点を当てた、行動志向のものであるべきである。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会の議事録は、作業の成果を執行委員会や総会に通知することが主な目的だが、加盟国や事務局に対して、会議での決定やその後とるべき措置について重要な情報を提供する(para.73)。 詳細な議論の記録への加盟国のニーズに応えるため、<u>総会と執行委員会で録音が導入された</u>(para.74)。 手続マニュアルと総会の決定が、議事録に関する指針となる(para.75)。 <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 35 に相当) : 提案内容について原則として合意。2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は、これ以上の手続きマニュアルの改正は必要ないとした。報告の長さ、文書の時宜性については、執行委員会、CCGP、他の委員会で何度か議論があった (2008 年、CCEEXEC(61)はコーデックス総会と部会の会議報告文書の長さと内容に関する勧告をし、CAC(31)で合意した。さらに CAC(32)でも議論され、チリが CCGP で議論するための討議文書を準備した。)。</p> <p>2009 年以後の展開 : CAC(32)の後も、執行委員会、CCGP、CCLAC、他の委員会で、報告の長さと文書の使いやすさについて何度も話し合われた。CAC(37)は、文書がタイミングよくすべての言語で準備されるよう勧告した。</p>

Recommendation 23 意思決定におけるコンセンサスと投票について	<p>概要</p> <p>全ての規準策定において、現行の 8 ステップある手続きを 5 ステップに簡素化すべきである。ステップ 5 の段階で総会は修正をすべきでなく、以下の 3 つのいずれかの判断をすべき；①採択、②修正事項を求めるために部会に差し戻す、③作業の停止</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会は、ステップ 6 と 7 を省略してステップ 5/8 で、大多数の規格を採択している。作業部会の利用が増加したことがその理由の一つかもしれないが、<u>作業部会の激増によって加盟国や FAO/WHO、コーデックス事務局の負担が重くなっている</u>、さらなる評価を要する(para.76)。 ・<u>勧告や提案は、ステップ 8 において規格案を留め置く可能性に言及していない</u>(para.78)。 <p>補足：総会、CCGP で大きな議論となった「ステップ 8 問題」が関連する。</p> <p>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</p> <p>CAC (26) の議論：proposal 18 に相当。CAC(26)は、accelerated standard はコンセンサスで採択されるべきであるため、3 分の 2 の多数という要件を外すことが、必ずしも手続きを単純化しないとした。また、8 ステップの手順を維持し必要な時には既存のメカニズムで迅速に手続きをすることに合意。</p>
Recommendation 24 意思決定におけるコンセンサスと投票について	<p>概要</p> <p>コンセンサスが規範たるべきで、コンセンサスに関する明確な定義を作るべきである。その定義は、「<u>一加盟主体以上からの正式な反対の表明がないこと</u>(no formal objection by more than one member present at the meeting)」とすることを提案。a) 総会に採択を諮る前に部会はコンセンサス確保すべき、 b) ファシリテーターはコンセンサス形成を図ることを目的とすべき、 c) 「ほぼコンセンサスが形成された (near consensus)」の場合、部会は総会に判断を仰ぐべき。その際に<u>包括性と正当性</u>を目的として諮問を目的とする postal balloting system の利用も検討されるべき、 d) 総会において near consensus 以上のものが合意されない場合は、投票も考えられるが、出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要とされるべきである。</p>

【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】

CAC (26) の議論 (proposal 34 に相当) : CAC(26)は原則として提案に賛成した。

2009 年の実施状況報告 : CAC(28)では、インド代表がコンセンサスの定義を含む提案を行い、次の会議で検討することに合意。しかし CCGP(21)では、コンセンサスの定義に関する新規作業をすすめないこととした。その後、CCGP(25)では、事務局が用意した討議文書に基づきレビューし以下に合意。

- (a) 事務局は、議長のためのパンフレットの作業を継続すること
- (b) コンセンサスが困難な事項は議長らの非公式の会合と執行委員会で検討しうること
- (c) 事務局は、総会の際に引き続き非公式の議長らによる会合を開くこと
- (d) ファシリテーターの選択は関係する部会で判断すべきとすることによる効果についての修正をコーデックスの部会と特別部会の議長らへのガイドラインに盛り込むこと

CAC(32)はコーデックスの部会と特別部会の議長らのためのガイドラインへのファシリテーターの使用を修正することを採択した。

2009 年以後の展開 : CAC(33)は、コーデックスの部会と特別部会の議長国へのガイドラインに、継続的に反対されている問題に関する修正をした。

補足：投票に関する事例でしばしば論じられるのは、ラクトパミンの MRL を巡る投票問題である。欧州は、単純過半数に基づき、わずか数票差で採択されたことに対してコーデックスの正当性にかかる問題、と激しく非難していた。この問題は CCRVDF のみならず、総会や CCGP などでも議論が行われた。

補足：なお、現在各国や議長用のコンセンサスに関する（議会運営等）手引きが策定されている、その他議長向けセミナーなども行われている。

補足：CCGP では第 25 回と第 26 回の会議において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用についての議論が行われた。当時日本は現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明していた。

また、手続きマニュアルにおいては、以下の項目がある。

- GUIDELINES TO CHAIRPERSONS OF CODEX COMMITTEES AND AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCES の中に常にコンセンサス

	<p>の形成に努めることと、コンセンサス形成の責任は議長にあるとされている。</p> <p><i>The chairpersons should always try to arrive at a consensus and should not ask the Committee to proceed to voting if agreement on the Committee's decision can be secured by consensus....</i></p> <p><i>Much of the responsibility for facilitating the achievement of consensus would lie in the hands of the Chairpersons.</i></p> <ul style="list-style-type: none"> • Measures to facilitate consensus. (Adopted in 2003) • 参考：国際シンポジウムにおけるアンナマリア・ブルーノ氏（コーデックス事務局）の資料におけるコンセンサス形成に関する見解⁴ <p><i>Consensus in Codex does not have to be unanimity but there is no definition There is a common understanding but some concern that the concept is not applied equally across Committees</i></p> <p>コンセンサス形成を促進する手段として①Use of a facilitator, ②Satisfaction survey (including question on chairperson), ③Problematic issues to be brought to the CCEEXEC and the informal meeting of chairs for appropriate action, ④Convening an informal meeting of chairs, ⑤Explore possibilities for developing a reference document for delegates on consensus building</p>
Recommendation 26 および 28 部会の共同開催について	<p>概要</p> <p>Recommendation 26：各部会において同等の地位を有する<u>共同議長による会議の開催を奨励すべき</u>。共同議長の一方は発展途上国から選ばれるべき。</p> <p>Recommendation 28：リソース、内容等を含めて議長国となるにあたって必要なクライテリアを設けるべき。部会会議間の作業部会、共同開催国における会議開催に最低限のコミットをホスト国は担うべき。</p> <p>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</p> <ul style="list-style-type: none"> • 共同開催は、各国の意識を高めハイレベルでの政策への関与を深めるのに特に有効であると分かった。が、開催費用を両者で負担するということにはつながっていない(para.83,84)。

⁴ 東京大学 政策ビジョン研究センターウェブサイト

国際シンポジウム『食品安全規格の国際調和とその課題－コーデックス委員会の役割』における、コーデックス事務局アンナマリア・ブルーノ氏による発表資料

<http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp141108.html>